

9/4

控訴審第3回口頭弁論  
9月4日(月)PM1時30分  
金沢高等裁判所

原告側が証人として求めている  
岡崎勝彦(島根大学教授)氏の採否につ  
いての判断が示されます。

## 定住外国人排除は「違憲」

93.10/11  
産経新聞

地方参政権

島根大  
岡崎教授

### 公法学会で不備指摘

九州大学(福岡市)で十日開かれた「日本公法学会」で、在日韓国、朝鮮人問題に詳しい島根大学の岡崎勝彦教授(行政法)が、「住民である定住外国人に地方参政権を与えないのは憲法違反」とし、選挙人資格から外国人を排除する地方自治法の不備を指摘した。定住外国人の地方参政権を政府に求める決議は、大阪・岸和田市など二市議会が可決。行政法などをテーマに五十八回目を迎える伝統的な学会での発表だけに、地方自治法のあり方を問う声が高まりそうだ。

岡崎教授は、「市町村の区域内に住所を有する者は住民」とする地方自治法第一〇条を根拠に、定住外国人は住民と解釈できるの

に、選挙人資格は「『日本国民たる』普通地方公共団体の住民」とする同法一条の規定で外国人が排除されている点を指摘。

さらに、戦前にはあった選挙権と被選挙権が一九四五年十二月の衆院議員選挙法の改正で停止されるなどした歴史的経緯から、「憲法に住民の選挙資格の規定がないまま、公選法などにその要件が定められているにすぎず、参政権の喪失は立法上の不作為(不備)であり違憲。違憲訴訟や損害賠償請求も可能だ」と結論付けた。

岡崎教授は「地方参政権の取得は、在日外国人が抱える様々な障害を解決するきっかけになる」と話している。

# 「立法政策の問題」

## 参政権 訴訟 被告側が準備書面

県内に住む在日韓国人四人が「地方参政権が認められていないのは違憲」として、国とそれぞれが住む市町村選管を相手取り、選挙人名簿に名前が登録されていないこと、違憲確認と損害賠償を求めた行政訴訟の控訴審の第二回口頭弁論が十五日、名古屋高裁金沢支部（笹本淳子裁判長）であり、被告側が準備書面を出した。原告側は、旧植民地出身者の参政権をめぐる歴史に詳しい岡崎勝彦・鳥根大学教授を証人として申請したが、採用は次回まで見送られた。

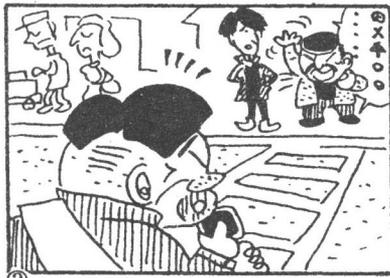
準備書面で被告側は、一審判決や、大阪市在住の在日韓国人二世九人に対して二月に下された最高裁判決

を引用し、「外国人に選挙権を認めるかどうかは立法政策の問題で、原告側の主張は失当」とした。これに対して原告側は、弁論後に金沢市内で開かれた報告会

で、「一審判決も最高裁判決も旧植民地出身者の歴史的視点を欠いている。控訴審ではその点を強調したい」と話した。  
次回は九月四日の予定。

95 5/16 朝日

5月15日  
第2回口頭弁論



## 外国人の参政権問題 意見書を採択し閉会

敦賀市会

六月定例敦賀市議会は二十九日、本会議を再開し、一般会計補正予算案など計二十議案を原案通り可決、閉会した。陳情で揺れた「定住外国人の地方選挙への参政権に関する意見書」も議員提案で可決、採択された。陳情が出されてから丸一年かかり、県内七市は六番目。

95-6/30 朝日

陳情は昨年六月、同市内の在日韓国人十人の連名で出され、「納税義務を果たしながら、地方自治に自分たちの代表者を送り出す手段を持たないばかりか、監査請求もできない」などとして地方参政権を認めるよう政府に要望する決議を求めた。

これに対して、敦賀市議会は六、九両月の定例市議会で継続審査に、十二月議会の総務委員会で、全国で初めて不採択とした。

その後も、廃案にしたことなどをめぐって、福井参政権訴訟の原告団の公開質問状提出や「在日外国人の参政権を考える会・福井」が抗議集会を開くなど波紋を広げていた。

# 敦賀市議会

『定住外国人への地方参政権付与を求める意見書』を

議員提案で採択……

but. 差別発言の反省なし!!

永富

井

新

聞

6月30日

1995年

## 定住外国人の参政権意見書

# 敦賀市会が一転可決

## 異例の議員提案で

定住外国人の地方参政権問題で揺れていた敦賀市会が、参政権を認めることで一致。二十九日の本会議で国に送付する意見書を可決した。陳情審議中の議員の差別的発言で物議をかもし、意見書採択を求める陳情自体は廃案になっていたが、全国的にも参政権を是認する空気が広まっているため、議員提案という異例の形で決着をつけた。

意見書は、定住外国人に対する不平等を指摘。今年二月の最高裁判決で参政権付与を肯定する判決が出たことにも触れ「参政権付与を早期に実現するように」と求めている。来週中にも総理や自治大臣あてに送付する。県内では今年に入り勝山を除く各市が同様の陳情を採択しており、敦賀市は六番目となった。

参政権問題では昨年六月、市内の在日韓国人が意見書採択を求める陳情を市会に提出。十二月の市会総務常任委員会で一部から「やんちゃもんのいうことや」などと差別的な発言があったうえ、全国初の不採択方針を決めた。本会議では「不採択」の委員会報告を否決、審議終了・廃案とする。軌道修正を図ったが、あいまいな決着方法に批判が出ていた。

今年三月には、県内外の日本人、外国人でつくる在日外国人の参政権を考える会（嶋田千恵子代表）が「廃案という変則的な処理をした以上、議員提案の形で可決すべき」とする陳情書を提出。市会の対応が注

目されていた。

橋本昭三議長によると、市会改選を機に今月上旬の各派代表者会議でこの問題があらためて議題になった。最高裁判決後に参政権を認める議会が急増していることから「議員提案に異論は出なかった」という。

委員会報告を否決した段階で議会内には参政権を認める流れが生まれていたが、一時は「騒ぎになって修正する」ことへの抵抗もあったといわれ「いい結果になってよかった」と同議長は話している。

この日、議場では市内の在日大韓民国民団（民団）関係者が傍聴していたが「ノーコメント」を貫き、感情的しこりはぬぐえない様子。「考える会」の嶋田代表は「通らないよりましだが、最高裁判決が出た後では議会としての自主性に欠け空々しい。判決が出る前、私たちが要望した時点で対処してほしかった」と話している。

■金沢で裁判傍聴など支援活動をしていただいている『指紋押捺問題を共に考え学ぶ金沢市民の会』の皆さんが、7月29日〔外国人参政権訴訟が問うもの〕をテーマに市民集会を開催しました。その集会の様子を同会の村田進さんに報告していただきました。

## 李さん、徐さんを金沢に迎えて！

村田 進 （金沢・指紋の会）

### はじめに

去る7月29日、金沢で外国人の参政権に関する初めての集会を行いました。9月4日の参政権訴訟の第3回口頭弁論にむけてのアクションとして準備しましたが、金沢では外国人の参政権に対する関心と理解が薄いため、もっと沢山の人に伝えたいということもありました。暑い盛りとはいえ、約60名の参加者があり、お二人の講師のお話しが率直でつつこんだ内容で、出席者の評判も上々でした。

### 李鎮哲さんの話し

福井訴訟原告の李鎮哲(イ・ジンチョル)さんは、まず何故訴訟をしたかについて話されました。第一に参政権は全ての人間の持つべき基本的人権であり、権利であると。二次的には在日の歴史的経緯があるが、あくまで第一の根拠が中心であることが話されました。その際、「選挙権に限らず、日本政府が在日に何かを与える際に、何かの理念・哲学があつてということが無く、まあしょうがないじゃないかと恩恵的に与えてやるという姿勢が問題だ。」と話されたのが印象的でした。また、裁判について「当初から日本社会、在日社会への問題提起だったが、裁判をやった効果は非常に大きなものがあつた。」と感想を述べられました。

### 徐正島さんの話し

全国民闘連事務局長の徐正島(ソ・ジョンウ)さんは、今までの運動のなかで何故参政権要求に到ったかについて話されました。70年代の就職差別や公営住宅入居、児童手当など身近な生活上の差別に対する闘いが、80年代に入り、指紋押捺反対運動というワンステージ高い段階の闘いに到ったこと。その中で日本政府の意外なまでの抵抗にあい指紋問題の本質＝「管理」に気づいたこと。そして、今までの運動のやり方ではダメだと政治の壁、議会の壁を運動をやればやるほど感じたこと。それが、参政権がないと、もう先に進めないとの思いにつながったこと。さらに、それと共に在日社会・日本社会双方にそれを受け入れる社会的土壌が育まれてきたことなどが話されました。「選挙権を持っていない人間は、一人格として認められず、それが

一万、二万デモしても痛くもかゆくもない。」という徐さんの言葉に改めて外国人に参政権が無いことの不当さ、異常さを感じました。

### 討論

その後、討論に移り、参政権に対する各種の反対論に対する考え方、民族教育と政治的権利の関係、何をもって民族かという問題、本名や日本人との結婚、国政レベルの参政権に対する考え方など内容は多岐にわたりました。李さんの歯に衣をきせぬはつきりした物言い、徐さんの大阪弁での表情豊かな語り口が、お伝えできないのが残念です。

指紋の会ではこれからも、このような機会をつくり、外国人の参政権に対する理解と関心を深めていけたらと思います。

## 心の国際化を求めて

—パート3—

### 外国人参政権訴訟が問うもの

4年前、福井県に住む4人の在日韓国人が参政権訴訟を起こしました。

「住民としての義務を果たしているのに、地方参政権が無いのはおかしい」と。

そして、今年。

舞台は、福井地裁から高裁金沢支部へと移りました。

この集会では、在日外国人にとっての参政権の意味を考えてみたい、と思っています。

そして、当然日本人にとっての意味も。

今年2月、最高裁は、外国人の地方参政権は憲法で禁止されていない、と言いました。

一方、国会内には、選挙権はいいが被選挙権はダメだとの動きがある、とも聞きます。

そして、9月4日には、この訴訟は3回目の口頭弁論を迎えます。

だから、今はとても大切な時なのです。

徐さんには、定住外国人参政権問題を含めた在日韓国・朝鮮人の現状と将来の問題を、李さんには、福井参政権訴訟の現状を、それぞれお話いただく予定です。

ぜひ、お越し下さい。

<日時> 7月29日(土)  
PM 6:00  
<会場> 教育会館2F大会議室  
(金沢市香林坊 ☎0762-22-1241)  
<講師> 徐正禹氏  
(大阪民間連事務局長)  
李鎮哲氏  
(福井参政権裁判原告)  
<参加費> 500円



主催 指紋押捺問題を共に考え学ぶ金沢市民の会

連絡先 ☎0762-64-5767 金沢大学教養部古畑研究室

## 「外」から政治変える動き

選挙にしても、候補者の政策や理念に心服するのではなく、「あの候補はおれのいとこの嫁のおやじだから」といった基準で投票することが多い。身近な実態を見ると、これで果たしてまともな政治をやっているのかという疑問がわく。

投票する人よりも棄権するの方が実は意識が高いのではないかとさえ思う。

法廷でも述べたことですが、丸岡町にはJRの駅がなく、なぜか隣町に「丸岡」という駅がある。古老が言うには、昔の町民が自分の町に鉄道が通ることに反対したからで、おかげで丸岡は発展から取り残されたという。

なぜ反対したか。「よそ者」が出入りしやすくなり、住み付いたりしては困るから、という理由だったらしい。いまとなつては笑い話ですが、未来への洞察力的問題として示唆に富むエピソードだと思えます。参政権問題に限らず、日本社会が他者に対して同じ愚を犯さぬよう、他山の石として欲しいと思えます。

前回紹介した「自治体外交」の進展は、地方という「内」からの力が世界と結び付くことによって、日本という「国」の姿を変えていきつつある光景だった。

これに対して李さんらの運動は、定住外国人という、いわば「外」からの力で、地方の政治を変え、ひいては日本の政治、社会を変えていこうという動きだ。

李さんは、国という枠組み自体に本質的な価値があるわけではなく、地球市民的な社会をつくっていくべきだとの持論を語りながら、「しかし、こういう考え方はなかなか理解されない。まさに少数派だ」とため息をついた。

だが、李さんの視点は、「国家主権」の堅い殻が破れ始め、世界と国と地域が互いに溶け合いながら、より開放的な関係を築きつつあるという、前回の富野さんの視点と、くつきり符合している。

一方で李さんは、日本のいまの民主主義の現状には

かなりの懐疑的だった。「自律性がない」という批判が口をついて出た。

定住外国人は永住権を持ち、税金も払っている。李さんによれば、納税義務は公共サービスの単なる代価ではなく、「税の使途についての決定に参加する権利」と表裏一体だ。だから参政権が定住外国人にも等しく与えられるのは当然ということになる。

ところが、近年の投票率の低下は日本人の多くが「決定に参加する権利」としての投票に背を向けていることを物語る。選挙権獲得を通じて目標を実現しようとする意欲を燃やす李さんとは比べると、棄権に流れる日本人は一票に大きな期待や願いを込めることができなくなっているように見える。

有権者に切実と感じられる争点や対立が地方の政治から消えようとしているのなら、議会が遠くなるのは当然の成り行きだ。が、

「そうではない」と立ち上がる日本人もいないわけではない。次回は、新たなスタイルで議会を目指し始める人々の試みを紹介する。

### ドイツで進む

### 外国人の参政

ドイツ・アーヘン市

鈴木 祥一  
(公務員 32歳)

私が滞在しているドイツのフランクフルト・ウエスト、フランクフルト州では昨年選挙制度が変わり、一年以上ドイツに滞在しているすべての外国人が、各市町村の外国人顧問議会選挙に投票・立候補できるようになった。私たち外国人が選んだ代表で構成される顧問議会は、地方議会を通じて、外国人住民の意思をドイツの社会福祉や行政サービスに反映させることができる。ドイツに外国人として生活してみると分かるが、言葉の問題・社会制度・習慣・メンタリティーの違いから不自由な思いをしたり、

日本と比較して、わが国では別のやり方で効率よくやっているのにと思ったりして、何かとストレスがたまることが多い。

外国人としてはあきらめてしまっても多いが、なかには消化されない不満を持ち続けている人もある。外国人が市政に参加することで、新しい視点から社会が見つめられ、ドイツの社会システムの思わぬ弱点が指摘・改善される可能性が生まれると思う。

国際化が進む日本においてもこれは見逃せない話であらう。日本で暮らす外国人にも、一住民として日本の社会システムに対する健全な不満を日々抱えて暮らしている人がいるに違いない。

そうした声をくみ上げ、時代に即した社会を築いていくためにも、在日外国人に対する選挙制度を検討してもいいのではないか。

95.4/7 朝日

(95.3/25 朝日)

◆どうも経緯で地方参  
政権を要求しようと考  
えたのです。

一九七四年ごろ、丸岡町  
の町議選がありました。私  
の地区から立候補した人  
が、支援集会が開かれた  
のですが、区会長は私に  
「あなたは朝鮮人だから参  
加しないでいい」ところ  
が、候補者本人は「選挙事  
務所にも顔を出さず、応援  
もしてくれない」と苦情を  
言ってきた。「在日」が置  
かれている立場に、日本人  
がいかに無知であるかを思  
い知りました。

八六年ごろから地方参政  
権問題について勉強を始め  
ました。九一年一月の日韓  
外相会談で在日韓国人の法  
的地位・待遇改善に関する  
「覚書」が交わされ、私は  
大いに期待した。だが、結  
局、参政権については「韓  
国政府より要望が表明され  
た」と触れられただけ。自  
分の権利は自分で訴えなけ  
れば獲得できないと考え、  
提訴を決めました。

### 国籍は便宜的

◆「帰化すればいいのでは  
ないか」という反論が常  
に出ますね。

私自身は日本国籍を取得  
すること自体には何ら抵抗  
はない。自分が韓国人だろ

ろが、日本人だろうが、一  
向に構わない。「国民」が  
イコール「同一民族」でな  
ければならないという必然  
の理由はないし、国籍はし  
よせん便宜的な制度にすぎ  
ないと思う。人類は、国や  
民族が違うというだけで、  
戦争を起こし、差別を繰り  
返してきました。国や民族

は、あえて言えば必要悪だ  
と思っています。

ろが、日本人だろうが、一  
向に構わない。「国民」が  
イコール「同一民族」でな  
ければならないという必然  
の理由はないし、国籍はし  
よせん便宜的な制度にすぎ  
ないと思う。人類は、国や  
民族が違うというだけで、  
戦争を起こし、差別を繰り  
返してきました。国や民族

は、あえて言えば必要悪だ  
と思っています。

## 在日の立場

# 差別やめ「地球市民」に

ろが、日本人だろうが、一  
向に構わない。「国民」が  
イコール「同一民族」でな  
ければならないという必然  
の理由はないし、国籍はし  
よせん便宜的な制度にすぎ  
ないと思う。人類は、国や  
民族が違うというだけで、  
戦争を起こし、差別を繰り  
返してきました。国や民族

は、あえて言えば必要悪だ  
と思っています。

ろが、日本人だろうが、一  
向に構わない。「国民」が  
イコール「同一民族」でな  
ければならないという必然  
の理由はないし、国籍はし  
よせん便宜的な制度にすぎ  
ないと思う。人類は、国や  
民族が違うというだけで、  
戦争を起こし、差別を繰り  
返してきました。国や民族

は、あえて言えば必要悪だ  
と思っています。

ろが、日本人だろうが、一  
向に構わない。「国民」が  
イコール「同一民族」でな  
ければならないという必然  
の理由はないし、国籍はし  
よせん便宜的な制度にすぎ  
ないと思う。人類は、国や  
民族が違うというだけで、  
戦争を起こし、差別を繰り  
返してきました。国や民族

は、あえて言えば必要悪だ  
と思っています。

### 福井参政権訴訟原告

## 李 鎮哲さん



イ・ジンチョルさん。福井県丸岡町在住。  
パチンコ店経営などを経て、84年から92年  
まで福井商銀信用組合理事長。91年5月、  
定住外国人の地方参政権を求める訴訟を福  
井地裁に起こし、現在、名古屋高裁金沢支  
部で係争中。韓国籍。64歳。

では「民族性」にこだわ  
る。「在日」のまま参政権  
を取得することによって、  
公費による民族学校、民族  
学級の設置を実現してい  
たい。

◆日本社会のあり方が変  
わって行けば、わだかま  
りは消えますか。

私たちの運動が、日本社  
会を外から変える力になれ  
ばいいと思っています。

それは、日本社会が「国  
家」や「民族」は相対的な  
問題なのだと理解し、多民  
族文化や民族的少数者の存

◆地方に住み、自治の姿  
をどう見えていますか。

在日の老人への年金支給  
問題で丸岡町長らに交渉に  
行ったことがあります。

「郡内の六町で合意ができ  
ればいいが、単独では出せ  
ない」と彼らは答えた。

「丸岡町という『自治』体  
はいったい何なのか。悪い  
ことも六町合意の上でやる  
のか」とあきれました。

### 低い自治意識

なくなるはずですよ。

# 論壇



リ李 フア和

私はこの復興選挙に参加できなかった。「共に生きる」ことを実感しな

## 私が「立候補」する理由

なると思無だ。こう主張する反対論や消極論を耳にする。半分正解、半分誤解である。  
西欧列強は、植民地を手放す際、自国に居住する旧植民地出身者の処遇問題に頭を悩ませた。大半の列強は結局、道義のおよび人道的理由から、旧植民地出身者に参政権を認める措置を採った。

関して言えば、日本が例外的だといえる。死児の年を数えても仕方ないが、五十年遅れの今からでも遅すぎはしない。今年にはボタンを掛け直す絶好の機会である。  
私の「立候補」の動機は、多くの日本人たちの錯覚をとくことにある。少なくとも在日韓国・朝鮮人には参政権が認められている。多くの日本人たちはそう思い込んでいた。日本

私は参政権獲得を求めて、一九九二年から「立候補」を続けている。今度の参院選(北海道選挙区)で四度目の挑戦となる。だが、今回ばかりは感慨深いものがある。  
年頭に大地震が阪神地域を襲った。とてつもなく大きな被害をもたらされ、犠牲と破壊は国籍の別を選ばなかった。瓦礫(がれき)の中で共に涙し、励まし合い、復興に汗する日本人と外国人の市民たち。悪夢のような大災害の中、一条の光明を垣間見る思いがした。

その被災地で六月、統一地方選が実施された。選挙の争点は震災後の街の復興である。だが定住外国人市民

から、瓦礫の後片付けに汗をぬぐいつつ、寂しい思いをした。  
そんな定住外国人に司法かららしい「救済物資」が届けられた。「憲法は定住外国人への地方参政権付与を禁じていない」とする主旨の最高裁判決である(二月二十八日)。問題解決は立法府の裁量権、つまり政治家の決断にゆだねられた。

もちろん権利保障の範囲は国ごとに濃淡がある。「出生地主義」や「二重国籍容認」政策など、手法にも差異がある。だが、種々の困難の中で、可能な限り政治参加の権利を保障しようとする営みがなされた。これら諸国では、旧植民地出身者は、厳密な意味での「外国人」ではない。

に長く住んで、税金も納めているのだから。これが錯覚の根拠である。私はこれを無知と笑いたくない。「素晴らしい誤解」と評価したい。「代表なくして課税なし」の民主主義の原則。これが市民の間に息づく証(あか)しである。  
この錯覚をただし、素晴らしい誤解に訴えれば、必ずや道はひらける。「ドン・キホーテ」「エロ」とやゆされても、私のこの確信は揺らがない。あとは民意をどれだけ吸い上げ、どう高めて実現するか。政治家の見識にかかっている。

戦後五十年の節目の年。これを機会に参政権問題が何らかの解決に向かうのでは、そんな淡い期待を持つ一方で、「不戦決議」騒動を見るにつけ絶望的な気分させられる。  
「門前払い」を承知の立候補を続けるのに割り切れない思いがする。定住外国人に地方参政権を付与する国は少数、ましてや国政レベルと

ところが、旧植民地出身者に対する日本政府の戦後処遇は逆方向に曲がった。四五年十二月に参政権を一時的に「停止」する。さらに五二年には選択権も与えずに日本国籍を剥奪(はくたつ)する。参政権停止と日本国籍剥奪の順序が逆なのが、処遇の奇妙さを物語っている。  
旧植民地出身者への参政権付与に

へ公費助成も決まった。参政権のない定住外国人は、納税の度に「お布施」を強要されている気分になる。政党助成金の支給日の前日、私は差し止め訴訟を提起したい。司法の場で立法府の見識を問うこととなる。だが本心は政治家への「ラブ・コール」である。定住外国人の参政権問題は、政治改革・選挙制度改革の「忘れさられた課題」でもある。これを思い起こしてほしい。世界をまたにかける経済大国にこそ、定住外国人参政権がふさわしい。日本人の有権者にも訴えたい。選挙の季節、せめて投票日には、参政権のない隣人(定住外国人)の存在に思いを馳(は)せてほしい。

(関西大学講師、在日党代表)

参政権を  
選挙権と被選挙権は  
選挙権のみを定住外国人に  
「与えよう」という動きがある。  
異なる差別をつくり出す  
こうした動きに反対!  
強かた! 反対は